

## 保税工場の許可期間の更新について

関税法第61条の4において準用する関税法第42条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和7年10月8日

大阪税関長　日置重人

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	更新した期間
ENEOS株式会社 東京都千代田区大手町1丁目1番2号	ENEOS株式会社 堺製油所 大阪府堺市西区築港浜寺町1番地	自 令和7年11月1日 至 令和13年10月31日